

# 犯罪の被害にあわれた方へ

## ～被害者の手引～

## はじめに

---

このパンフレットは、皆様に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。また、そこでは、どのようなご協力をお願いすることになるのか
- 利用できる制度にはどのようなものがあるのか  
といったことを、お知らせするためのものです。

ご不明な点がございましたら、事件を取り扱っている警察署の担当者か警察本部犯罪被害者支援室までお問い合わせください。

折にふれ、このパンフレットに記載されている各種制度や相談窓口等をご覧いただき、利用していただくことによって、悩みや問題解決の一助になればと願っております。

## 警察署の担当者

---

警察署

課

氏名

連絡先 (            )            -    0110    内線

# 目次

<b>1 刑事手続とは</b>	<b>1</b>
○ 刑事手続の流れ	
○ 少年事件の場合	
○ 捜査協力へのお願い	
<b>2 警察の支援制度</b>	<b>6</b>
○ 被害者連絡制度	
○ 医療費等の経済的負担の軽減	
○ 犯罪被害給付制度	
○ カウンセリング制度	
○ 再被害の防止・保護対策	
○ DV、児童虐待等の被害者の保護	
<b>3 法務省関連機関の支援制度</b>	<b>9</b>
(1) 検察庁の制度	
(2) 裁判所の制度	
(3) その他の法務省関連機関の制度	
<b>4 犯罪被害者等早期援助団体による支援</b>	<b>12</b>
<b>5 その他の機関の制度</b>	<b>14</b>
<b>6 各種相談窓口</b>	<b>15</b>

※ 犯罪により被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族の方をこのパンフレットでは「被害者等」と表記しています。

静岡県警察本部警務部警察相談課

犯罪被害者支援室

054-271-0110

<https://www.pref.shizuoka.jp/police/>

# 1 刑事手続とは

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に刑罰が科せられるまでの流れを刑事手続といひ、これは大きく、捜査・起訴・公判の三つの段階に分かれます。

## 警察による捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を**捜査**といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認められた者を被疑者<sup>ひぎしゃ</sup>といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕し、取り調べて48時間以内に書類や証拠品とともに身柄<sup>みがら</sup>を検察官に送ります。**(送致<sup>そうち</sup>といいます。)**

送致を受けた検察官は、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合には、24時間以内に裁判官に勾留請求<sup>こうりゅう</sup>を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留（身柄を拘束）されることとなります。被疑者が勾留されている間にも、警察や検察官は様々な捜査活動を行います。

※ 被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送致することとなります。（これを書類送致<sup>しるひそうち</sup>といいます。）

## 検察官による起訴

検察官は、勾留期間内に警察から送致された書類や証拠品を精査した上、検察官自身も被疑者の取調べ等を行い、被疑者を裁判にかけるときは**起訴<sup>きそ</sup>**、裁判にかけない場合は**不起訴<sup>ふきそ</sup>**の決定を行います。書類送致の場合も、起訴・不起訴を決定します。

※ 起訴には、公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求があります。

※ 不起訴処分となった場合、告訴人・被害者等は、検察審査会に対して審査を申し立てることができます。

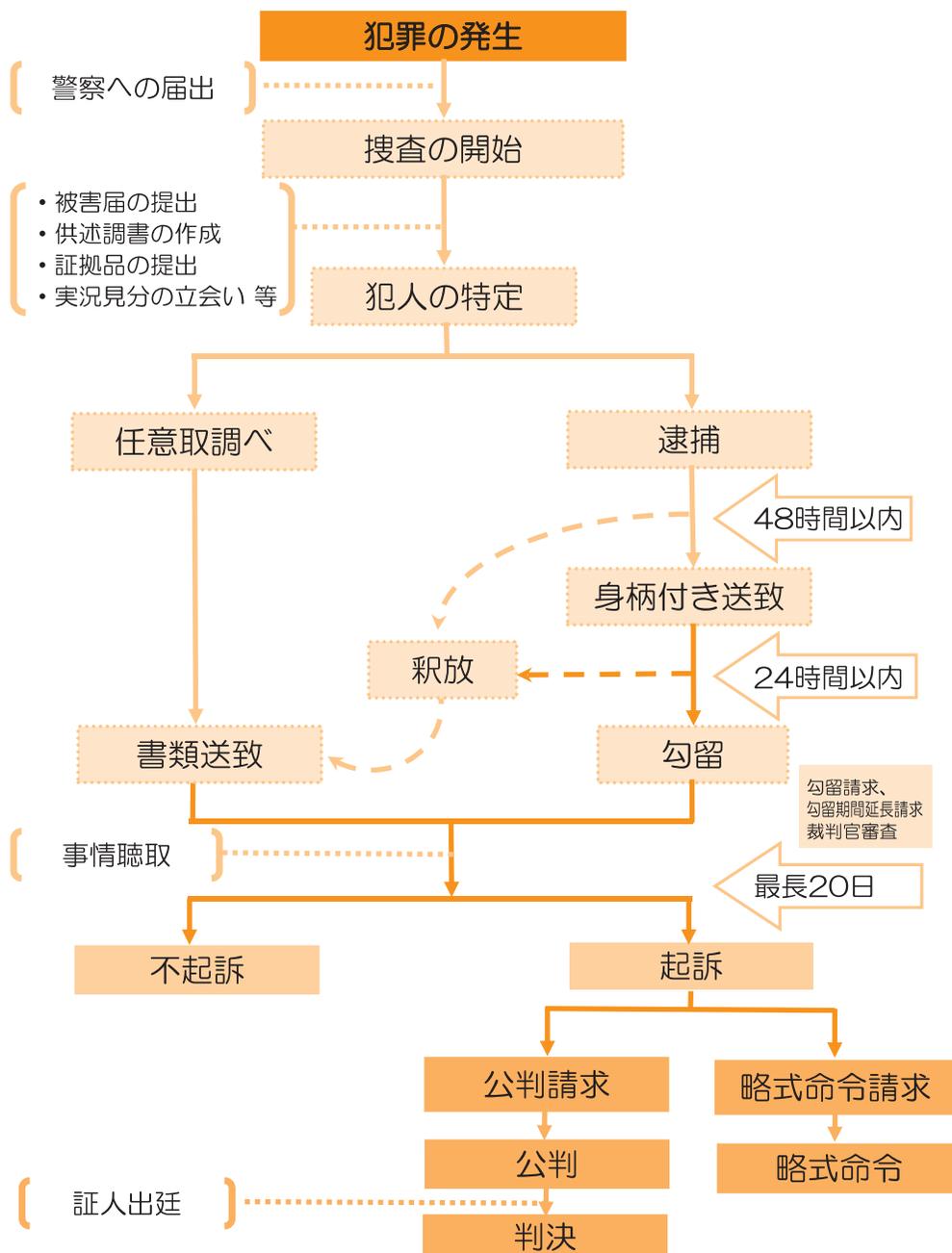
## 裁判所で行われる公判

被疑者が公判請求され、公開の法廷での裁判（**公判<sup>こうはん</sup>**といいます。）が開かれる日が決められ、裁判が始まります。被疑者は、起訴された段階から被告人と呼ばれます。

初公判から1回ないし数回の審理が行われ、最後に判決が下されます。

判決について、検察官や被告人が判決の事実認定や量刑が不当であると考えるときは、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に上訴することができます。

# 刑事手続の流れ



## 【問合せ先】

- ・ 静岡地方検察庁（被害者ホットライン） TEL・FAX 054-252-7204
- ・ 静岡地方裁判所（刑事訴訟事件に関する問合せ） 054-251-5193

# 少年事件の場合

## 犯人が14歳以上20歳未満の少年の場合

### ◇ 捜査

1. 14歳以上18歳未満の少年によって起こされた事件については、警察が行った捜査の結果、  
⇒「禁錮以上の刑に当たる罪」の場合  
警察が事件を検察庁に送致します。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのが良いか意見を付けて家庭裁判所に送致します。  
⇒「罰金以下の刑に当たる罪」の場合  
警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。
2. 18歳以上20歳未満の少年（特定少年）によって起こされた事件については、警察が全ての事件を検察庁に送致します。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのがよいか意見を付けて家庭裁判所に送致します。

### ◇ 審判

家庭裁判所では、送致された事件について、必要な調査を行った上、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。決定する内容は以下のとおりです。

#### ⇒「審判手続」

裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護観察、少年院送致等の保護処分の決定を行うほか、保護処分の必要がない場合には児童相談所長送致や不処分の決定を行います。

#### ⇒「検察官送致」

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分とするべきであると認められる場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として、刑事裁判を受けます。

#### ⇒「審判不開始」

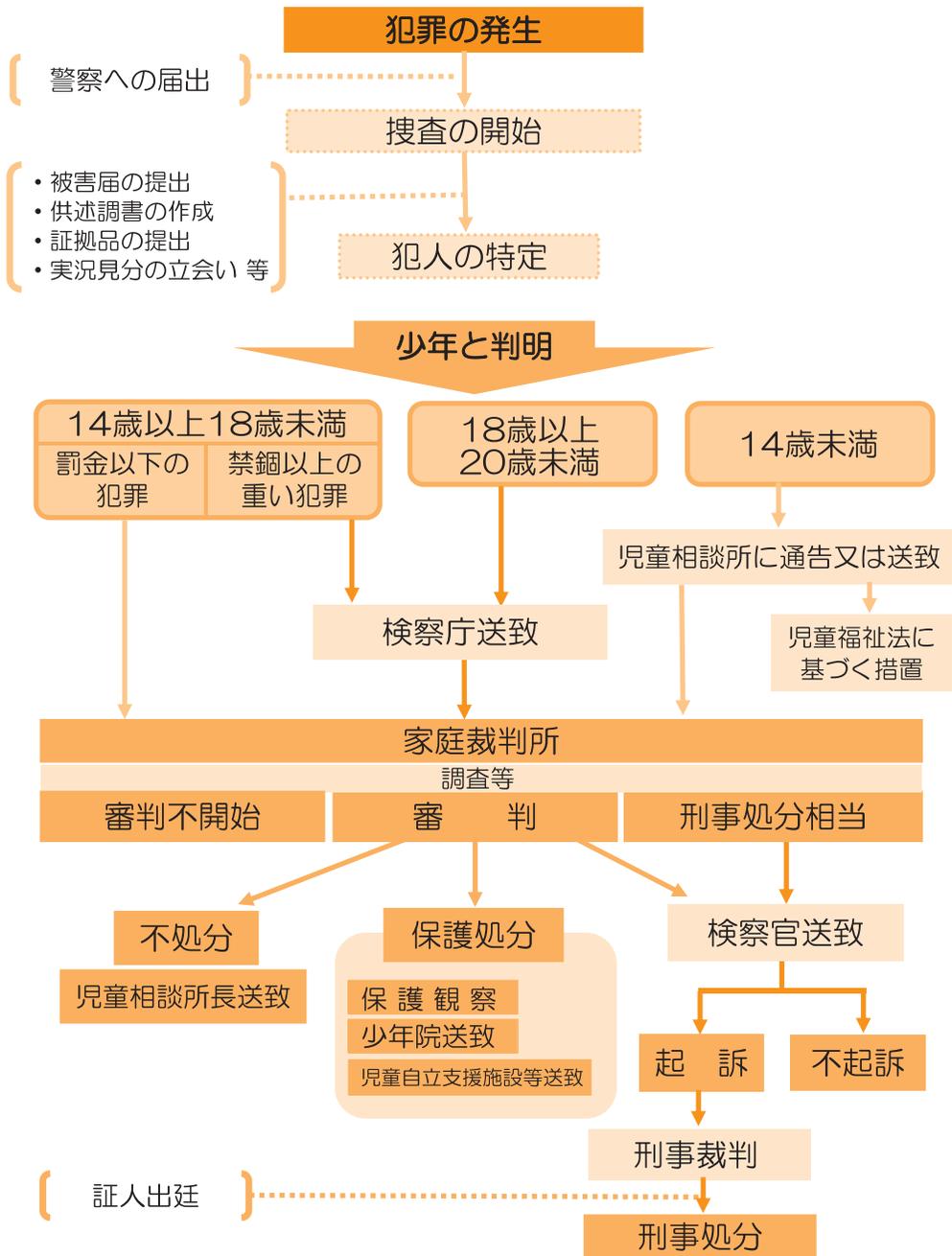
調査等における教育的な働き掛けによって再非行のおそれがないと認められた場合等は、審判手続を開始せず、その時点で終了します。

## 犯人が14歳未満の少年の場合

14歳未満の少年については必要な調査を行った後、児童相談所に**送致**又は**通告**します。

- ※ 送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対して、児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）を講ずるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。送致を受けた家庭裁判所では、14歳以上の少年と同様、審判を開始するかどうかの決定をします。

# 少年事件手続の流れ



## 【問合せ先】

- ・ 静岡家庭裁判所（少年事件に関する問合せ） 054-273-8767
- ・ 最寄りの児童相談所（賀茂、東部、富士、中央、西部、静岡市、浜松市）※P15参照

## 捜査協力へのお願い

皆様には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることになります。また、そのことでご負担をおかけすることがあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、ご理解とご協力をお願いします。

## 事情聴取

担当の捜査員が、被害の状況や犯人の特徴などについて詳しく事情をうかがいます。思い出したくない、話したくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

※ 女性警察官による事情聴取や、保護者の同席など事情聴取へのご希望がありましたら、あらかじめ担当する警察官にご相談ください。

## 証拠品の提出と写真撮影

被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。また、全身や怪我の状況などの写真を撮らせていただくこともあります。これは犯罪を立証するために必要となりますので、ご協力をお願いします。

※ 提出していただいたものは、裁判が終わらなくてもお返しできる場合があります。返還を希望される場合はご相談ください。

## 現場検証（実況見分）の立会い

警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをしていただくことがあります。現場等の状況を確認することを「じつきょうけんぶん実況見分」といい、特に裁判所の令状に基づいて行う確認を「けんしやう検証」といいます。

※ ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

## 裁判での証言

裁判が始まると、被害者やご家族には、裁判で証言していただく場合があります。（これを「しやうにんじんもん証人尋問」といいます。）

※ 裁判では様々な制度が用意されています。詳しくは3(2)「裁判所の制度」をご参照ください。

## 2 警察の支援制度

### 被害者連絡制度

警察では、殺人・傷害・性犯罪事件等の被害者等の方に対して、捜査に支障のない限り、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。事件のことを思い出したくないので、知らせてほしくないという方は、事件を担当する警察官にお申し出ください。

- 刑事手続及び犯罪被害者のための制度
- 捜査状況
- 被疑者の検挙状況
- 逮捕被疑者の処分状況

被疑者が少年の場合は、連絡の内容に違いがあります。

⇒被疑者が14歳以上20歳未満の場合

- 少年被疑者検挙の旨、少年被疑者の住所・氏名等（少年の健全育成を害するおそれがある場合は、保護者の住所・氏名等）
- 釈放したときや勾留されなかった場合は、その理由
- 送致先検察庁や送致した家庭裁判所の名称・場所

⇒被疑者が14歳未満の少年の場合

- 児童相談所への送致又は通告等の措置を行った旨
- 少年被疑者の保護者の住所・氏名等
- ※ 事情により、連絡を行わない場合もあります。

### 医療費等の経済的負担の軽減

警察では、被害にあわれた方の経済的負担を軽減するため、診断書料等を公費で負担しています。

- **傷害等を負われた方**
  - ・ 診断書料
  - ・ 初回診察費用
  - ・ カウンセリング等費用
- **性犯罪の被害にあわれた方**
  - ・ 初回診察費用
  - ・ 性感染症検査費用
  - ・ 緊急避妊費用
  - ・ 人工妊娠中絶費用
  - ・ カウンセリング等費用
- **ご家族を亡くされた方**
  - ・ 検案書料
  - ・ 遺体搬送費用
  - ・ 遺体修復費用
  - ・ カウンセリング等費用

※ 警察で費用を負担する場合は、一定の条件があります。事件を担当する警察官又は犯罪被害者支援室にお問い合わせください。

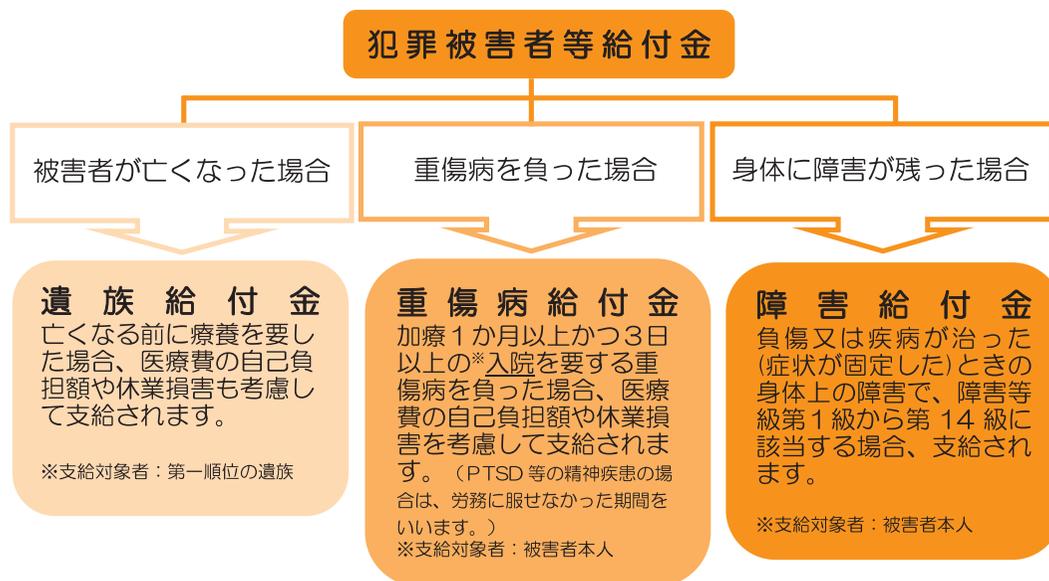
#### 【問合せ先】

- ・ 事件を担当した警察署
- ・ 静岡県警察本部犯罪被害者支援室

054-271-0110

# 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によってご家族を亡くされた方、重傷病を負われた方、後遺障害が残った方が、加害者側から十分な損害賠償を受けられず、労災保険等の公的給付も受けられない場合、国が犯罪被害者等給付金を支給しています。



## ⇒ 申請等に関する制限

当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合には申請ができないほか、被害者の方にも原因がある場合等には給付金の一部又は全部が支給されないことがあります。

## ⇒ 申請手続

お住まいを管轄する警察署又は警察本部に申請書と必要書類を提出されれば、都道府県公安委員会が裁定を行います。

詳しくは事件を担当する警察官又は警察本部にお問い合わせください。

## ⇒ 被害直後よりも症状が悪化した場合

犯罪被害発生直後は給付の対象にならなくても、治療が長引いたり、後遺障害が残った場合、給付の対象になることがあります。

被害直後より症状が悪化した場合は、事件を担当する警察官又は警察本部にお問い合わせください。

## 【問合せ先】

- ・ 事件を担当した警察署
- ・ 静岡県警察本部犯罪被害者支援室

054-271-0110

## カウンセリング制度

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることであります。

心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、また同じ人であっても時間の経過や環境によって異なります。

警察では、公認心理師等の資格を持つ職員が被害者等からの相談に応じています。事件を担当する警察官又は犯罪被害者支援室へお申し出ください。

### ～犯罪被害による心身への影響～

#### こころ

- 被害のことを思い出す（とつぜん／何回も）
- 集中できない
- こわい／緊張する／物音に驚く
- 人が信じられない
- 自分の感情や感覚を感じにくい
- 怒り、悲しみなどの感情がコントロールできない
- 自分を責める

#### からだ

- 眠れない（ねつけない／途中で起きてしまう）
- めまい、過呼吸、吐き気、食欲不振

#### 生活

- 人ごみが怖くて外に出られない
- 被害のことを思い出す物や場所を避ける

#### お子さんの場合

- こわい夢を見る
- これまでできていたことができなくなる
- 甘えが強くなる（赤ちゃんがえり）

## 再被害の防止・保護対策

被害者等の方が、再度、加害者から生命・身体に被害を受けるおそれがある場合に、警察は必要な警戒を行うほか、加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

もし加害者等から生命・身体に危害を加えるような脅しを受けた場合には、すぐに警察に通報してください。

## DV、児童虐待等の被害者の保護

DV事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について女性相談支援センターや児童相談所と連携の上対応しています。

詳しくは、事件を担当する警察官や女性相談支援センター、児童相談所にお問い合わせください。

### 【問合せ先】

- ・事件を担当した警察署
- ・静岡県女性相談支援センター（DV相談ダイヤル）#8008, 054-286-9217
- ・最寄りの児童相談所（賀茂、東部、富士、中央、西部、静岡市、浜松市）

## 3 法務省関連機関の支援制度

### (1) 検察庁の制度

#### ◇ 被害者支援員制度

被害者や御家族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しています。

被害者支援員は、被害者等の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

#### ◇ 被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けています。「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっています。

#### ◇ 被害者等通知制度

被害者等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるように被害者等通知制度を設けています。

通知を受けることができるのは、

- ① 被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者の方など親族に準ずる方又は弁護士であるその代理人
  - ② 目撃者など参考人の方（一部の通知を除きます。）
- です。

通知ができる事項は、

- ① 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- ② 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ③ 裁判結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- ④ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など①から③に準ずる事項
- ⑤ 有罪裁判確定後の加害者に関する事項（詳しくは11ページをご覧ください。）
- ⑥ 死刑を執行した事実

などです。

通知を受けるには、担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員に、通知希望の有無や通知を希望する事項をお伝えください。

ただし、事件の性質などから、通知をしない方が良いと検察官が判断した場合には、通知希望があってもその全部又は一部についてお知らせしない場合があります。

---

#### 【問合せ先】

・ 静岡地方検察庁（被害者ホットライン）

TEL・FAX 054-252-7204

## (2)裁判所の制度

### ◇ 裁判に関して利用できる制度

#### ① 証人出廷時に利用できる制度

- 裁判所が認める適当な人に付添ってもらうことができます。
- 加害者（被告人）、傍聴人から見えないように遮へい物を設置してもらうことができます。
- 別室等からビデオモニターを通じて証言できます。（ビデオリンク方式）

#### ② 裁判への参加等に関して利用できる制度

- 裁判で心情や意見を述べるすることができます。
- 裁判に参加し、証人や被告人への質問等を行うことができます。（被害者参加制度）
- 裁判に参加した場合、弁護士の援助を無料で受けることができます。（被害者国選弁護制度）
- 公判を優先して傍聴することができるよう、できる限り配慮します。

#### ③ 損害賠償請求に関して利用できる制度

- 公判記録を閲覧、コピーすることができます。
- 加害者と示談した内容を裁判所の調書に記載してもらうことができます。
- 損害賠償を加害者に命ずるよう裁判所に求めることができます。（損害賠償命令制度）

☆ その他、性犯罪等の場合、被害者等氏名を伏せるよう裁判所に申し出ることができます。

制度の利用には一定の要件があります。詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

### ◇ 少年審判で利用できる制度

- プライバシーに深く関わるものなどを除き、事件記録の閲覧・コピーができます。
- 審判の場又は審判以外の場で心情や意見を述べることができます。
- 審判の傍聴を認められることがあります。
- 審判の日時、場所、経過等について説明を受けることができます。
- 処分結果等の主文、理由等について通知を受けることができます。

制度の利用には一定の要件があります。詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

### ◇ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた場合

検察官は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなどの状態）で殺人、放火、強盗などの重大な他害行為を行った者であって、心神喪失等を理由として不起訴処分とし、又は無罪等の裁判が確定した者について、地方裁判所に対し、適切な処遇の決定を求める申立てを行います。申立てを受けた地方裁判所は、病院等への入院決定や通院決定、医療を行わない旨の決定等をします。

被害にあわれた方等は、申出をし、裁判所の許可がある場合には、その審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について、申出をすれば、原則、裁判所からの通知を受けることができます。

#### 【問合せ先】

- ・ 静岡地方検察庁（被害者ホットライン） TEL・FAX 054-252-7204
- ・ 静岡地方裁判所（刑事訴訟事件に関する問合せ） 054-251-5193
- ・ 静岡家庭裁判所（少年事件に関する問合せ） 054-273-8767

## (3)その他の法務省関連機関の制度

### ◇ 加害者の処遇状況等に関する通知

～加害者が刑事処分になった場合～検察官に申し出ること、次の項目について検察庁・更生保護官署※から通知を受けることができます。

※ 加害者の社会復帰を助け、再犯を防止する役割を担う地方更生保護委員会、保護観察所等を指します。

- ① 収容されている刑務所の名称・所在地、受刑中の刑務所における処遇状況
- ② 実刑判決が確定した後、刑務所から釈放される予定（満期出所予定時期）の年月
- ③ 刑務所からの釈放（満期釈放、仮釈放）された年月日 ④ 執行猶予の言渡しが取り消された年月日
- ⑤ 仮釈放審理を開始した年月日、仮釈放を許す旨の決定をした年月日など
- ⑥ 保護観察の開始年月日、特別遵守事項、保護観察終了予定年月日、保護観察中の処遇状況など
- ⑦ 保護観察が終了した年月日

★ 申出先：裁判時に事件を扱った検察庁

～加害者が保護処分になった場合～少年鑑別所又は保護観察所に申し出ること、次の項目について少年院・更生保護官署から通知を受けることができます。

- ① 収容されている少年院の入院年月日・名称・所在地 ② 少年院における教育状況など
- ③ 少年院を出院した年月日など ④ 仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果など
- ⑤ 保護観察の開始年月日、特別遵守事項、保護観察終了予定年月日、保護観察中の処遇状況など
- ⑥ 保護観察が終了した年月日

★ 申出先：審判結果が「少年院送致」⇒ 少年鑑別所、審判結果が「保護観察」⇒ 保護観察所

### ◇ 刑の執行段階等における被害者等の心情等聴取・伝達制度

被害者等の申出により、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見を伺い、受刑中・在院中の加害者に伝えます。詳しくは、刑務所・少年院・少年鑑別所にお問い合わせください。（利用期間は加害者が受刑又は在院している期間です）

### ◇ 仮釈放・仮退院審理における意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院等を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、被害者や御家族の方々が仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができ、聴取した意見等は、仮釈放等の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察になった場合は、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。詳しくは、保護観察所にお問い合わせください。

### ◇ 保護観察中における心情等聴取・伝達制度

加害者が保護観察となった場合、保護観察所の専任の担当官が被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、ご希望がある場合は、これを加害者の保護観察を担当する別の職員が加害者に伝えます。詳しくは保護観察所にお問い合わせください。（利用期間は加害者が保護観察を受けている期間です。）

#### 【問合せ先】

- |                        |         |              |
|------------------------|---------|--------------|
| ・静岡地方検察庁（被害者ホットライン）    | TEL・FAX | 054-252-7204 |
| ・静岡保護観察所（被害者等相談窓口専用電話） |         | 054-253-0209 |
| ・静岡刑務所（被害者担当官直通回線）     |         | 054-298-6150 |
| ・駿府学園（代表）              |         | 054-296-1661 |
| ・静岡少年鑑別所（代表）           |         | 054-281-3208 |

## 4 犯罪被害者等早期援助団体による支援

### 犯罪被害者等早期援助団体とは

犯罪の被害にあわれた方が、再び平穏な生活を営むことができるように支援する全国にある民間の団体です。各都道府県公安委員会から公的認証を与えられており、警察などの関係機関と連携してさまざまな支援を提供しています。支援団体の職員には守秘義務があるため、個人情報漏れることはありません。

### 静岡県の犯罪被害者等早期援助団体 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

電話相談  
面接相談

専門の研修を積んだ相談員が相談に応じます。  
また、臨床心理士や弁護士にも相談できます。

病院や裁判所  
等への付添い

病院や裁判所、警察署、検察庁、市役所等へ  
付添い、諸手続を補助します。

自助グループ  
の支援

同じような被害にあわれた方との交流の場を  
提供します。

### 警察から犯罪被害者等早期援助団体への情報提供

被害者等が事件について繰り返し説明する負担を省き、スムーズに支援が受けられるよう、警察から犯罪被害者等早期援助団体に、被害者等の連絡先や被害状況を伝えて、支援につなげています。

情報提供に同意される場合は、裏面の同意書にご署名の上、担当の警察官にお渡しください。同意書はコピーして使用することができます。



静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

### 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

相談電話：054-651-1011 平日午前10時～午後4時

<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>

## 犯罪被害者等早期援助団体への情報提供に関する同意書

静岡県警察本部  
警務部警察相談課長 殿

私は、この度の被害に関し必要な支援を受けるため、

- 静岡犯罪被害者支援センター
- 上記以外の犯罪被害者等早期援助団体  
(団体名： \_\_\_\_\_ )

に対して、以下に掲げる私の情報を提供することに同意します。

- ・ 氏名
- ・ 連絡先
- ・ 性別
- ・ 被害の概要に関する情報
- ・  住所
- ・  職業
- ・  生年月日

※ 欄がある事項については、欄にチェックがある事項に限る。

年 月 日

住所

氏名

### 犯罪被害者等早期援助団体への情報提供制度について

#### ■ 公的認証のある団体です。

犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪の被害に遭われた方が再び平穏な生活を営むことができるように支援する民間の団体で、公安委員会から公的認証を与えられています。

#### ■ 秘密は厳守されます。

犯罪被害者等早期援助団体の職員には守秘義務が課せられているので、個人情報漏えいの心配はありません。

#### ■ 被害の概要を繰り返し説明する必要がありません。

情報提供に同意していただければ、警察から犯罪被害者等早期援助団体に被害の概要などを説明しますので、繰り返し説明する必要がなくなります。

#### ■ 様々な支援が受けられます。

犯罪被害者等早期援助団体では、電話相談、面接相談、裁判所等への付添い支援などを行っており、要望に応じた長期にわたる支援を受けることができます。

## 5 その他の機関の制度

制度	内容	問合せ先
税法上の優遇措置	医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは配偶者と死別した方等には、 <b>医療費控除・障害者控除・寡婦（寡夫）控除</b> 等の「所得控除」が認められる場合があります。（身体の障害により支払いを受ける損害保険金、慰謝料、損害賠償金等は非課税とされています。）	お近くの税務署
公営住宅の使用	犯罪被害により従前の住居に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方には、一定期間公営住宅を使用できる制度があります。	静岡県公営住宅課（県営住宅） 054-221-3086 市町の担当課（市営・町営住宅）
福祉制度	犯罪被害により収入がなくなったり、少なくなったりして生活に困っている方等は、 <b>生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助</b> 等の生活保護制度を受けられる場合があります。また母子家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金等の貸付制度があります。	お住まいの市町の福祉担当課
検察審査会への審査申立て	検察官が事件を不起訴処分にしたことに対して、その犯罪の被害者本人や告訴人は、検察審査会に審査の申立てができます。被害者のご遺族も審査の申立てができます。検察審査会は、申立てを受けて審査を行い、起訴相当、不起訴相当、不起訴相当の議決を行います。起訴相当又は不起訴相当の議決がなされた場合、検察官は再度捜査を行うこととなります。	沼津検察審査会 055-931-6000 静岡検察審査会 054-252-6112 浜松検察審査会 053-453-7173
暴力団犯罪被害者支援制度	暴力団犯罪による被害者に対する見舞金の交付、訴訟支援金の無利子貸付等の支援制度があります。	（公財）静岡県暴力追放運動推進センター 0120-508930 054-283-8930
加害者側への損害賠償請求	犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当し、被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方々が申立てなどを行う必要があります。	静岡県弁護士会 法律相談センター（要予約） 月～金 沼津055-931-1848 静岡054-252-0008 浜松053-455-3009 <予約受付> 月～金 9:00～17:00

## 6 各種相談窓口

名称	相談業務内容	電話番号	受付時間
静岡県くらし交通安全課 犯罪被害者等支援 総合調整窓口	犯罪被害者等が必要とする各種 支援情報を提供する窓口	054-221-3220	月～金 9:00～17:00
あざれあ女性相談	女性の悩みに女性の相談員が応 じる相談窓口	054-272-7879	月・火・木・金 9:00～16:00 水 14:00～20:00 第2土 13:00～18:00
あざれあ男性電話相談	男性の悩みに男性の相談員が応 じる相談窓口	054-272-7880	第1・3土 13:00～17:00
静岡県性暴力被害者 支援センター SORA（そら）	性犯罪や性暴力被害についての 相談窓口	#8891（通話無料）	24時間、365日
静岡県児童相談所	児童虐待の通報や子供の発達の 悩み相談など	賀茂 0558-24-2038 東部 055-920-2085 富士 0545-65-2141 中央 054-646-3570 西部 0538-37-2810 静岡市 054-275-2871 浜松市 053-457-2703	月～金 8:30～17:00 ※ 虐待の通報 は、全国共通ダ イヤル「189」 (いちはやく) へお電話くださ い。24時間対 応しています。
静岡県精神保健福祉センター こころの電話	不安、悩み、ストレスや心の病 気等の相談窓口	賀茂 0558-23-5560 東部 055-922-5562 中部 054-285-5560 西部 0538-37-5560	月～金 8:30～11:45 13:00～16:30
日本司法支援センター法テラス 被害者支援専用ダイヤル	法律トラブルに役立つ情報やサー ビスの相談窓口	0120-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00

## 犯罪被害者等早期援助団体

名称	相談業務内容	電話番号	受付時間
認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援 センター	電話相談をはじめ、面接相談や 付添支援等、各種被害者支援を 提供	054-651-1011	月～金 10:00～16:00



2024年版



「被害者の手引」PDF版を  
見ることができます。



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」